

資源物（缶類）売り払い
仕様書

- 1 落札者は、須坂市が市内のごみ集積所から収集した資源物のうち缶類について原則として全量引き取るものとする。
- 2 落札者は、自社の施設内で資源物を一時ストックし、選別、圧縮梱包後、再生処理業者へ運搬することとする。搬入施設は、須坂市内及び長野市のうち須坂市に近接する地域に限ることとし、須坂市が委託する収集運搬業者が物品の搬入を行う。
- 3 入札書には、1 kgあたりの入札単価（買取単価）を記載し、一番高い価格を入札した者を落札者とする（消費税は含まないこと。）。
- 4 買取単価に毎月の実引き渡し重量を掛けた金額に100分の10を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数が出た場合は、その端数を切り捨てた金額）を加算した金額を資源物売却代金とする。
ただし、税法の改正等により消費税等の税率が変動した場合は、課されることとなる消費税相当額として加算する。
- 5 契約に際して、適正に再生処理されることを確認するため、落札者は須坂市に資源物の具体的な再生処理方法、ルート、搬出先の処理実績及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律等法律に基づく許可の取得状況等を書面で提出すること。
- 6 2026年10月1日から2027年3月31日の間の引き渡し予定数量は以下のとおりとする。
缶類（飲料缶、菓子缶、お茶缶、缶詰缶等でスチール缶とアルミ缶の混合。ただし、一斗缶、スプレー缶は除く。）
19,000 kg
- 7 落札者は、毎月末までに前月分の資源物売却代金を須坂市の指定する口座に振り込み納付することとし、納付に係る手数料は落札者の負担とする。
- 8 入札により決定した買取単価は契約期間中変更しない。
ただし、市況価格の大幅な変動等特別な事情があると認められる場合に限り、単価の見直しをすることができる。
- 9 資源物引き渡し重量は、落札者が発行する積載計量伝票及び保管台数伝票をもって決定し、毎月、須坂市による確認を得ることとする。なお、落札者は須坂市に計量器に係る検査合格証明書の写しを提出すること。
- 10 落札者は、前月分の資源物引取量の内訳を毎月5日までに須坂市に提出しなければならない。
- 11 落札者は須坂市の都合によって引き渡し品目又は引き渡し予定数量に増減が生じても、異議申し立て又は損害賠償の請求をすることはできない。